



発行 新潟県
第 56 号
 平成29年7月21日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 877 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 878 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 879 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 880 保安林の指定解除予定（治山課）
- 881 保安林の指定予定（治山課）
- 882 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 883 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 884 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 885 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 886 公共測量の終了通知（監理課）
- 887 公共測量の実施通知（監理課）
- 888 公共測量の実施通知（監理課）
- 889 公共測量の実施通知（監理課）
- 890 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 891 二級建築士又は木造建築士の免許取消し（建築住宅課）

公 告

- クリーニング師試験の実施（生活衛生課）
- 指定管理者の募集（都市整備課）

病院局公告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続開始（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局業務課）

告 示

◎新潟県告示第877号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成29年7月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日

しんざわ矯正歯科クリニック	長岡市古正寺 3-289	育成医療・更生医療 (矯正歯科に関する医療)	平成29年 5月 1日
---------------	--------------	---------------------------	-------------

◎新潟県告示第878号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年 7月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
上越都市計画区域の工業系用途地域	上越市八千浦の一部	平成29年 7月12日
	上越市大字黒井の一部	
	上越市大字高崎新田の一部	
	上越市大字直江津の一部	
	上越市港町1丁目の一部	
	上越市港町2丁目の一部	
	上越市大字石橋新田の一部	
	上越市大字夷浜新田の一部	
	上越市大字下荒浜の一部	
	上越市佐内町の一部	
	上越市日之出町の一部	
	上越市大字下五貫野の一部	
	上越市大字東中島の一部	
	上越市大字上吉新田の全部	
	上越市大字上千原の一部	
	上越市大字小猿屋の一部	
	上越市大字佐内の一部	
	上越市大字下真砂の一部	
	上越市大字下吉新田の一部	
	上越市大字福田の一部	
	上越市大字福橋の一部	
	上越市福田町の一部	
	上越市大字下吉野の一部	
	上越市大字小猿屋新田の一部	
	上越市大字三田新田の一部	
	上越市大字松村新田の一部	
	上越市大字三ツ橋の一部	
	上越市大字三ツ橋新田の一部	
	上越市大字三ツ屋の一部	
	上越市大字安江の一部	
	上越市春日新田1丁目の一部	
	上越市春日新田2丁目の一部	
上越市三ツ屋町の全部		
上越市春日新田3丁目の一部		
上越市安江1丁目の一部		
上越市春日新田4丁目の一部		
上越市安江2丁目の一部		
上越市春日新田5丁目の一部		
上越市川原町の一部		

上越市大字上源入の一部
上越市大字塩屋新田の一部
上越市大字下源入の一部
上越市大字大道福田の一部
上越市大字藤野新田の一部
上越市塩屋新田の一部
上越市下源入の一部
上越市下門前の一部
上越市藤野新田の一部
上越市上源入の一部
上越市大字三田の一部
上越市大字富岡の一部
上越市三田の一部
上越市富岡の一部
上越市石橋の一部
上越市石橋1丁目の一部
上越市石橋2丁目の一部
上越市五智1丁目の一部
上越市大字愛宕国分の一部
上越市大字大場の一部
上越市大字五智国分の一部
上越市大字三交の一部
上越市大字毘沙門国分寺の一部
上越市大字八幡の一部
上越市春日野2丁目的一部分
上越市国府4丁目的一部分
上越市五智新町の一部
上越市新光町1丁目的一部分
上越市新光町2丁目的一部分
上越市新光町3丁目的一部分
上越市中央1丁目的一部分
上越市東雲町1丁目的一部分
上越市東雲町2丁目的一部分
上越市西本町1丁目的一部分
上越市西本町2丁目的一部分
上越市西本町3丁目的一部分
上越市東町の一部
上越市春日山町3丁目的一部分
上越市大字薄袋の一部
上越市大字木田の一部
上越市大字土橋の一部
上越市大字藤巻の一部
上越市木田2丁目的一部分
上越市木田3丁目的一部分
上越市木田新田1丁目的一部分
上越市高土町1丁目的一部分
上越市高土町2丁目的一部分
上越市高土町3丁目的一部分
上越市幸町の一部
上越市栄町の一部
上越市新町の一部

上越市高土町受地の一部
上越市藤巻の一部
上越市大字上稲田の一部
上越市大字上島の一部
上越市大字下稲田の一部
上越市大字寺の一部
上越市北本町1丁目の一部
上越市北本町2丁目の一部
上越市北本町3丁目の一部
上越市昭和町2丁目の一部
上越市寺町1丁目の一部
上越市寺町3丁目の一部
上越市大字長面の一部
上越市東城町1丁目の一部
上越市東城町2丁目の一部
上越市南城町2丁目の一部
上越市南城町3丁目の一部
上越市大和3丁目の一部
上越市南本町1丁目の一部
上越市南本町2丁目の一部
上越市大字京田の一部
上越市大字下中田の一部
上越市大字中田原の一部
上越市仲町1丁目的一部分
上越市大字上中田の一部
上越市中通町の一部
上越市大字灰塚の一部
上越市大字今泉の一部
上越市大字脇野田の一部
上越市大和1丁目的一部分
上越市大和2丁目的一部分
上越市大和5丁目的一部分
上越市大和6丁目的一部分
上越市大字石沢の一部
上越市大字寺町の一部
上越市大字西田中的一部分
上越市大潟区潟町的一部分
上越市大潟区雁子浜的一部分
上越市大潟区九戸浜的一部分
上越市大潟区下小舟津的一部分
上越市大潟区土底浜的一部分
上越市大潟区四ツ屋浜的一部分
上越市大潟区犀潟的一部分
上越市大潟区潟守新田的一部分
上越市頸城区上三分一的一部分
上越市頸城区榎井的一部分
上越市頸城区下中島的一部分
上越市頸城区下米岡的一部分
上越市頸城区城野腰的一部分
上越市頸城区松橋的一部分
上越市頸城区松橋新田的一部分

	上越市頸城区西福島の一部 上越市頸城区下三分一の一部 上越市頸城区下吉の一部 上越市頸城区松本の一部	
--	-------------------------------------------------------------	--

◎新潟県告示第879号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年7月21日

新潟県知事 米山 隆一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
柿崎都市計画区域の工業系用途地域	上越市柿崎区柿崎の一部 上越市柿崎区金谷の一部 上越市柿崎区法音寺の一部 上越市柿崎区馬正面の一部 上越市柿崎区川井の一部 上越市柿崎区直海浜の一部 上越市柿崎区三ツ屋浜の一部 上越市柿崎区雁子浜の一部 上越市柿崎区上下浜の一部	平成29年7月12日

◎新潟県告示第880号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成29年7月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県妙高市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
公共施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第881号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年7月21日

新潟県上越地域振興局長

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県上越市大潟区渋柿浜172
 - 2 指定の目的
飛砂の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県上越地域振興局農林振興部及び上越市役所に備え置いて縦

覧に供する。)

◎新潟県告示第882号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、上越市の三和村土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年 7 月21日

新潟県上越地域振興局長

1 退任

理事 上越市三和区北代979番地 西条 良一

退任年月日 平成29年 6 月30日

◎新潟県告示第883号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、新潟市の角田山ろく土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成29年 7 月21日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事 新潟市西蒲区竹野町1492番地 米原 章善
(理事長)

〃 新潟市西蒲区稲島1636番地 大橋 一雄

〃 新潟市西蒲区仁箇752番地 鹿兒島 繁

〃 新潟市西蒲区仁箇783番地 赤川 毅

〃 新潟市西蒲区竹野町2582番地 子 大沢 行雄

監事 新潟市西蒲区竹野町1507番地 中野 源作

〃 新潟市西蒲区稲島2417番地 鈴木 亨

就任年月日 平成29年 6 月22日

2 退任

理事 新潟市西蒲区竹野町1492番地 米原 章善
(理事長)

〃 新潟市西蒲区竹野町3096番地 本間 誠

〃 新潟市西蒲区仁箇752番地 鹿兒島 繁

〃 新潟市西蒲区稲島1636番地 大橋 一雄

〃 新潟市西蒲区仁箇783番地 赤川 毅

監事 新潟市西蒲区竹野町1507番地 中野 源作

〃 新潟市西蒲区稲島2417番地 鈴木 亨

退任年月日 平成29年 6 月21日

◎新潟県告示第884号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成29年 7 月21日

新潟県柏崎地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
柏崎市 柏崎土地改良区	西中通	農業用排水 施設整備 (農 村振興総合整 備) 事業	変更	平成29年 7 月12日	第48条

◎新潟県告示第885号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営善根

地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年7月21日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年7月24日から平成29年8月21日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第886号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年7月21日

新潟県知事 米山隆一

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年8月1日から平成29年6月30日まで
- 3 作業地域 新発田市荒川地内

◎新潟県告示第887号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年7月21日

新潟県知事 米山隆一

- 1 作業種類 地盤沈下変動調査（水準測量図作成）
- 2 作業期間 平成29年6月29日から平成30年2月20日まで
- 3 作業地域 新潟市全域

◎新潟県告示第888号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年7月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、GNSS水準測量）
- 2 作業期間 平成29年7月18日から平成30年2月28日まで
- 3 作業地域 南魚沼市

◎新潟県告示第889号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、農林水産省北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年7月21日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量（地殻変動調査）
- 2 作業期間 平成29年8月1日から平成29年10月31日まで
- 3 作業地域 新潟市

◎新潟県告示第890号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年7月21日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成29年7月11日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
燕市柳山字前畑144番の内、169番の内	6.10～8.60	27.86

◎新潟県告示第891号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成29年7月21日

新潟県知事 米山 隆一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成29年4月14日	早川 喜一郎	二級建築士	第5073号	死亡
平成29年4月14日	鈴木 光次	二級建築士	第12957号	死亡
平成29年4月28日	津端 正志	二級建築士	第7198号	死亡
平成29年6月9日	長谷川 輝榮	二級建築士	第4754号	死亡
平成29年6月9日	江川 和一	二級建築士	第16111号	死亡
平成29年6月23日	柳崎 秀三	二級建築士	第4880号	死亡

公 告

クリーニング師試験の実施について（公告）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成29年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成29年7月21日

新潟県知事 米山 隆一

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時
平成29年10月18日（水）午前10時から
- (2) 場所
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁西回廊講堂

2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識
- (4) 洗たく物の処理に関する技能
 - ア 繊維の鑑別
 - イ しみ抜き方法
 - ウ ワイシャツのアイロン仕上げ

3 受験資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項に該当する者

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

平成29年8月21日（月）から9月11日（月）まで（土、日、祝日を除く、8時30分から17時15分までの間）とし、郵送による場合は、9月11日（月）の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 受験願書の提出先

県内に住所を有する者（新潟市に住所を有する者を除く） 住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部

新潟市及び県外に住所を有する者 新潟県福祉保健部生活衛生課

郵送による受験申込みは、次号エについて受験資格を有する者であることを証する書類の原本を提出する場合のみとする。

また、書留又は簡易書留を使用すること。

(3) 受験申込みに必要な書類

ア 受験願書 1通

イ 履歴書 1通

ウ 写真（出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）1枚

エ 受験資格を有する者であることを証する書類 1通

受験資格を有する者であることを証する書類が写しであるときは、原本を提示すること。また、書類上の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄（謄）本を添付すること。なお、外国人である場合には、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類を添付すること。

(4) 受験手数料

7,500円の新潟県収入証紙を受験願書に貼り、消印しないこと。

5 合格発表

平成29年11月17日（金）午前9時

新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び各地域振興局健康福祉（環境）部において行う。

同日中に県ホームページにおいても発表する。

6 その他

この試験について不明な点は、各地域振興局健康福祉（環境）部又は新潟県福祉保健部生活衛生課に問い合わせること。

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号。以下「条例」という。）第15条の6第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成29年7月21日

新潟県知事 米山 隆一

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 奥只見レクリエーション都市公園

イ 対象業務

(ア) 都市公園の運営に関する業務

(イ) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務

(ウ) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務

(エ) 条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務(前記1(1)イ(イ)に規定する許可に係るものに限る。)

(オ) 都市公園の維持管理に関する業務

(カ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等が構成する共同体（以下「グループ」という。）とし、個人での応募は受け付けない。また、申請者（グループの構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 県内に主たる事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下、「役員等」という。）に就任していないこと。

(4) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(5) 新潟県から指名停止を受けていないこと。

(6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。

(8) 経営状況が健全であること。

(9) 指定管理者になろうとする法人等（グループを含む。）及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。

(10) 公園又は公園類似施設の管理業務実績があること。（グループで申請する場合は構成員のいずれかが当該管理業務実績を有していること。）

単独で申請した法人等は、他の申請グループの構成員になることはできない。また、複数の申請グループの構成員に同時になることはできない。

なお、グループで申請する場合はグループの代表法人等を定めること。

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補として決定された者又は指定管理者としての指定を受けた者が、上記の要件のいずれかを欠くこととなった場合は、その決定又は指定を取り消すこととする。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5440（直通）

(2) 募集要項の配布方法

平成29年7月18日（火）から8月31日（木）までの間、新潟県都市整備課ホームページからダウンロードして入手すること。

(3) 申請書類の提出期間

平成29年8月29日(火)から8月31日(木)午後5時まで

4 その他

- (1) 失格 申請書類に虚偽の記載があった場合、申請者が自らのプレゼンテーション実施前に他の申請者のプレゼンテーションの内容(収支計画の内容を含む。)を入手する等公正な審査を妨げるような行為があった場合及び指定管理料の額を不当にせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他の不正行為をした事実が確認された場合は、失格とする。また、申請書類に不備がある場合並びに新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員及び本募集に関わる県職員に対して、本募集に係る接触の事実が確認された場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。

病院局公告

公募型プロポーザル方式に係る手続開始について(公告)

新潟県立中央病院院内保育施設運営業務委託について、次のとおり提案書の提出を招請する。

平成29年7月21日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 業務の概要

- (1) 業務名
新潟県立中央病院院内保育施設運営業務委託
- (2) 業務内容
新潟県立中央病院職員の乳幼児を対象とする保育所の運営業務全般(詳細は募集要領及び仕様書に定める。)
- (3) 運営委託期間
平成29年10月1日から平成32年9月30日
次年度以降において、予算の減額、削除があった場合、契約の変更または解除があり得るものとする。

2 参加表明及び提案者に求められる資格

以下の条件を全て満たす法人とする。

- (1) 認可保育施設又は認可外保育施設の運営(業務委託契約による運営を含む。)実績が3年以上であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

3 提案者を選定するための基準

上記2に定めるとおりとする。

4 提案内容

提案内容は下記のとおりとし、提案書の様式、提案内容及び評価基準の詳細は募集要領に定める。

- (1) 会社概要及び運営実績
- (2) 業務提案等
- (3) 委託見積書

5 手続等

(1) 事務局

〒943-0192 新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院庶務課庶務係

電話番号 025-522-7711 (代表)

(2) 実施要領、提出書類の様式の交付

- ア 交付期間 平成29年7月21日(金)から平成29年8月1日(火)
土・日・祝日を除く、各日午前9時から午後5時まで
- イ 交付場所 上記(1)に同じ
- ウ 交付方法 交付場所において直接交付する(郵送による交付は行わない。)
また、新潟県立中央病院のホームページからもダウンロードすることができる。

(3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 平成29年8月1日(火)午後5時まで(郵送の場合は当日必着)
- イ 提出先 上記(1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること

(4) 提案書の提出

- ア 提出期限 平成29年8月28日(月)午後5時まで(郵送の場合は当日必着)
- イ 提出先 上記(1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること

6 審査及び結果の通知

(1) 審査

業者の選定は新潟県立中央病院院内保育施設運営委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、提出された書類及びヒアリング等の結果に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者及び次点者を特定する。

(2) ヒアリングの実施

選定委員会は、提出された提案書の内容について、提案者に対して面接ヒアリングを実施する。ヒアリングの日時、場所等については、別途通知する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本件プロポーザル募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 提出書類に虚偽を記載して提出した者
- ウ 提案書の提出期限に遅れた者
- エ ヒアリングの時間に遅れた者

(4) 審査結果の通知

各提案者に文書をもって通知する。

7 契約の締結

- (1) 選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。
- (3) 最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、選定委員会の審査により次点となった者と契約協議及び契約締結を行うことがある。
- (4) 契約金額については、予算の範囲内で業務量等を勘案のうえ、年度ごとに交渉し決定する。

8 その他

- (1) 手続において仕様する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
上記5(1)に同じ
- (3) その他詳細は募集要領のとおりとする。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、遠心型血液成分分離装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年7月21日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

遠心型血液成分分離装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年8月31日(木)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年7月31日(月)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般用X線撮影装置システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年7月21日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

一般用X線撮影装置システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年12月28日(木)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年7月31日(月)午後4時

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年8月4日(金)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、X線骨密度測定装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年7月21日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

X線骨密度測定装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年12月28日（木）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年7月31日(月)午後4時

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年8月4日(金)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院における寝具設備等の賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年7月21日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院 寝具等の賃貸借契約 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成29年10月1日から平成32年9月30日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 平成26年1月1日以降12ヶ月以上継続して400床以上の病床数を有する病院において寝具設備等の賃貸借の業務実績があり、当該業務実績証明書を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(8) 当該業務に従事するクリーニング師がクリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。

(9) 一般社団法人日本病院寝具協会の業務代行保証を受けていること。

(10) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する寝具類洗濯業務の医療関連サービスマークの認定を受けていること。

(11) 新潟県内に本店又は支店などの営業拠点をもつもの。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年8月9日(水)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

5 本件入札に係る参加確認書類の提出

(1) 入札希望者は平成29年8月7日午後3時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は平成29年8月7日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加確認書類の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加確認書類の様式は入札説明書による。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、平成29年度信頼される県立病院づくり調査事業委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年7月21日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の名称

平成29年度信頼される県立病院づくり調査事業委託

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

平成30年3月30日(金)

(4) 履行場所

新潟県病院局業務課

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在するものであること。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認申請書を提出した者であること。

(6) 過去5年以内に本委託業務と同等以上又は類似する業務の契約を締結し、履行した実績があることを証明した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

本公告日から平成29年7月31日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課改革室

電話番号 025-280-5553

(3) 問合せ等

入札説明書による。

4 入札参加資格確認書類の提出

(1) 入札参加希望者は平成29年8月1日(火)午前10時までに、入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、平成29年7月31日(月)に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出場所は3(2)とする。

(3) 入札参加資格確認申請書の様式は入札説明書による。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成29年8月4日(金)午後2時00分

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁行政庁舎16階入札室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3(2)で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。